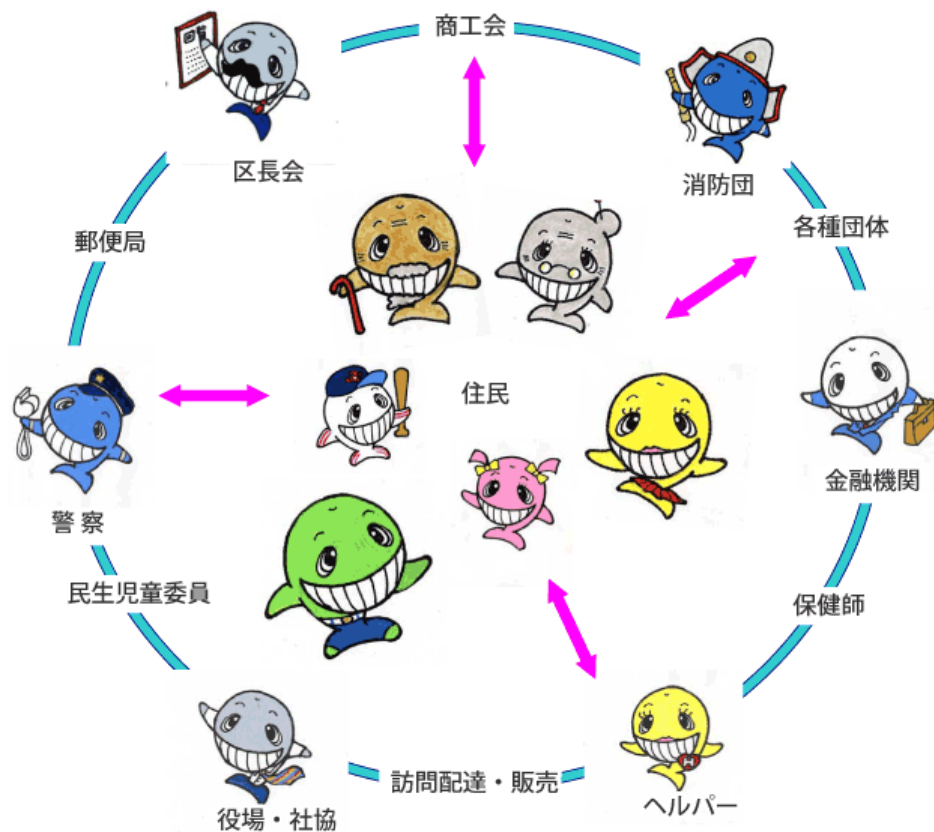


小地域ネットワーク活動「ふれあいネット」(太地町)

- それぞれの生活や職場での業務、また、団体活動を通じて在宅に訪問する際、安否確認や困っていることなどの聞き取りを行い、それを社会福祉協議会、または地域包括支援センターに連絡する。(一人暮らし高齢者世帯・夫婦のみ高齢者世帯・障害者世帯など)
- 年に1度、推進協議会のメンバーを招集して事例報告等を行っている。

「ふれあいネット」推進協議会



どのようなことでもかまいませんので、お気軽にお話ください。(秘密厳守)

日常の変化からSOSをキャッチ

- いつもは家にいるのに呼んでも応答がない。
- 郵便物や新聞などがたまっている。
- 集金や配達に訪問しても、鍵がかかっている。
- 身体が悪く医療または介護等が必要だと感じたとき。
- 要望など聞いたとき。
- 心配ことなど、聞いたとき。

※本人の身体または財産の保護のために必要な場合を除き、心配ごとや要望などは基本的に本人の意思確認を行ったうえで事務局に連絡する。また、活動で知りえた支援対象者の身の上、及び生活状況や相談事等の秘密は守らなければならない。

くらしの中での安心感

- 互いに助け合い協力しあうことにより、「安心して暮らせるまちづくり」を目指す。
- 「何かあれば、誰かに連絡がつき、なんとなる」という地域社会をつくる。

地域住民の方にはふれあいネットに関する左記の図入りのポスターを配布しています。





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	太地町
②人口（※１）	3,404人（平成25年3月31日現在）（ ）
③高齢化率（※１） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上高齢者 1,302名 38.2%（ ） 75歳以上高齢者 772名 22.7% （平成25年3月31日現在）
④取組の概要	小地域ネットワーク活動「ふれあいネット」 ・住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、官民が協働し、それぞれの生活や職場、団体活動を通じて安否確認や対話を行うなかで、困っていることや緊急なことが起こったときに社会福祉協議会や地域包括支援センターに連絡し、必要に応じて専門機関に結び付けていくというもの。
⑤取組の特徴	町内の各団体・機関等はそれぞれ日頃から顔を合わせた付き合いをしており、また、地縁・血縁の結びつきが強い地域であるため元々ネットワークのような繋がりには存在していたが、「ふれあいネット」推進協議会を立ち上げたことで、この繋がりや形をさらにわかりやすくした。要綱を作成して目的を共有し、相談窓口をはっきりとさせることでSOSを早期にキャッチしやすくしている。住民に趣旨を理解してもらうため、図を入れた「ふれあいネット」のチラシを配布するなどの周知活動も行っている。
⑥開始年度	平成18年8月28日より開始
⑦取組のこれまでの経緯	認知症高齢者が夜間徘徊して亡くなった事件がきっかけとなり、在宅の要援護者の孤立化や孤独死を防ぐため、社会福祉協議会の事務局長が提案し、町内の住民・団体・事業所・行政等に呼びかけて推進協議会を立ち上げた。年に1度、推進協議会のメンバーを招集し、事例報告等を行っている。
⑧主な利用者と人数	太地町の住民全て（主に在宅の要援護者）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	【実施主体】太地町および太地町社会福祉協議会 【事務局】太地町社会福祉協議会・太地町地域包括支援センター 【参加機関】役場、社協、警察、民生児童委員、地域包括支援センター、区長会、身体障害者連盟、障害児者父母の会、商工会、スーパー、消防団、交通機関（タクシー会社、町営バス等）、各種事業所（ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所、配食サービス等）、熟年会（老人クラブ）、金融機関（銀行、郵便局、農協）、ボランティア
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	役場消防係や保健師、地域包括支援センター（町直営）がネットワークに参加している。ふれあいネット運営については予算化されていない。町からの財政的支援はなし。
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	ふれあいネットの運営に関しては国や都道府県からの財政的支援は受けていない。
⑫取組の課題	・住民同士の日頃の関わりの中で、住民が変化の気づきをできるようになるための支援や、気づきがあったときに情報を寄せてもらえるような日頃からの信頼関係づくり。 ・認知症高齢者や家族への地域における支援体制。
⑬今後の取組予定	・住民ボランティアの育成支援や関係機関・団体への支援。 ・関係機関との日頃のつながりを継続し、ネットワークの維持・改善を図る。
⑭その他	本人の身体または財産の保護のために必要な場合を除き、心配ごとや要望などは基本的に本人の意思確認を行ったうえで事務局に連絡する。
⑮担当部署及び連絡先	太地町社会福祉協議会 ☎0735-59-3380 太地町地域包括支援センター ☎0735-59-2335

※１ 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※２ 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※３ 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





小地域ネットワーク活動 「ふれあいネット」



太 地 町

太地町社会福祉協議会





趣 旨

現在、高齢化・少子化の進行のなかで、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、また、障害者や障害者世帯が増加し、介護やなんらかの支援を必要とする方々が多くなってきていることに對し、すべての町民が住み慣れた地域で家族・友人・知人らと生き生きと安心して暮らせる町づくりを進めるためには、行政だけでなく住民・各団体・各事業所等がそれぞれの生活や活動、又、業務を通じお互いが連携を持ち住民総参加での町づくりを進めることが重要となってきました。

このようなことから、皆様に協力していただき官民協働で小地域ネットワーク活動「ふれあいネット」推進協議会を立ち上げ見守りを強化することにより、「なにかあれば、誰かに連絡がつき、なんとかなる。」とゆう社会をつくりあげることにより、日々の生活に安心をもってもらうことを目的としています。

平成 18 年 8 月 28 日

太地町社会福祉協議会
太地町地域包括支援センター





小地域ネットワーク活動「ふれあいネット」推進協議会運営要綱

(目 的)

住民の皆さんが心豊かに安心して暮らせる町づくりを進めるために、住民・団体・事業所・行政等が連携し官民とわず、それぞれの活動や業務を通じ訪問時に対話を行うことにより、安否確認や個々のニーズ及び地域のニーズを把握し専門機関等に結びつけることにより、日常生活を営むうえでの具体的な支援活動を展開する。

(実施主体)

太 地 町

太地町社会福祉協議会

(構 成)

本事業の目的に賛同し活動できる個人・団体・事業所・行政等の代表者で構成する。

(会 長)

この会に会長を置き、会務を統括する。会長は、太地町社会福祉協議会事務局長の職にある者をもってあてる。

(活 動)

- (1) 見守り活動に関する企画・立案
- (2) 訪問時における安否確認・相談受付及び事務局への連絡調整
- (3) 相談事例による検討
- (4) その他目的達成のための活動

(事 務 局)

事務局は社会福祉協議会に置く。

(事務局の業務)

- (1) 相談及びニーズの記録
- (2) 関係団体及び専門分野への連絡調整
- (3) 推進協議会の招集及び開催
- (4) その他必要な事項

(守秘義務)

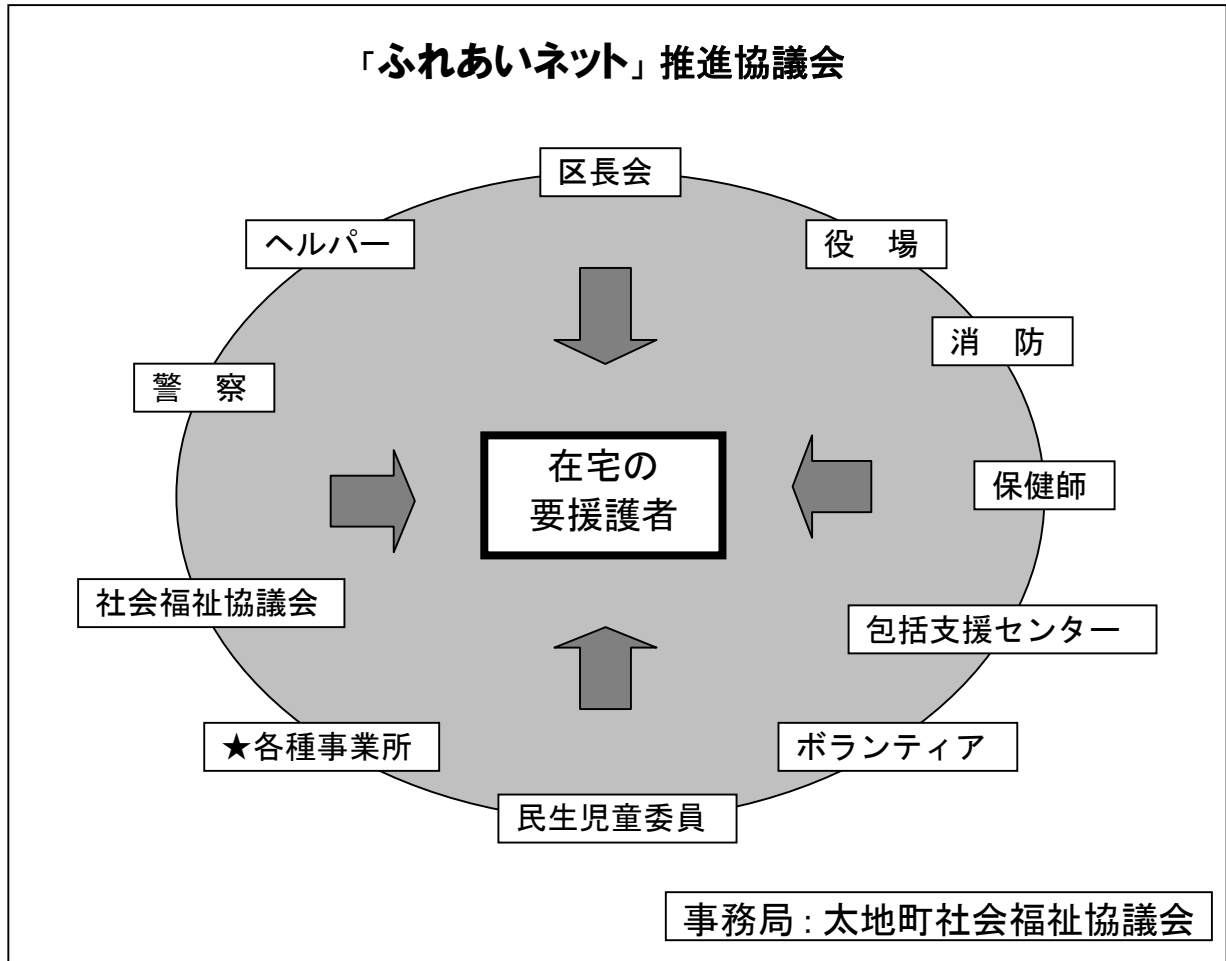
活動で知りえた支援対象者の身の上、及び生活状況や相談事等の秘密を守らなければならない。

(付 則)

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。



◎小地域ネットワークのしくみ



○それぞれの生活や職場での業務、また、団体活動を通じて在宅に訪問する際、安否確認や困っていることなどの聞き取りをおこない、それを社会福祉協議会、又は、地域包括支援センターに連絡。(一人暮らし老人・老人世帯・障害者世帯)

- ・いつもは家にいるのに呼んでも応答がない。
- ・郵便物や新聞などがたまっている。
- ・集金や配達に訪問しても、鍵がかかっている。
- ・身体が悪く医療または、介護等が必要だと感じたとき。(本人の意思確認のうえ。)
- ・要望など聞いたとき。(本人の意思確認のうえ。)
- ・心配ごとなど、聞いたとき。(本人の意思確認のうえ。)

《事務局》

〒649-5171 太地町太地 2991 番地の 1

太地町社会福祉協議会

TEL 0735-59-3380・FAX 0735-59-4332

〒649-5171 太地町太地 3767 番地の 1

太地町地域包括支援センター

TEL 0735-59-2335・FAX 0735-59-2801



安否確認及び相談記録簿

対象者		連絡者	
日 時	年 月 日 AM・PM	経 路	☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他
内容（新規・継続）社会福祉協議会、又は、地域包括支援センターへの連絡（未・済）			

対象者		連絡者	
日 時	年 月 日 AM・PM	経 路	☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他
内容（新規・継続）社会福祉協議会、又は、地域包括支援センターへの連絡（未・済）			

対象者		連絡者	
日 時	年 月 日 AM・PM	経 路	☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他
内容（新規・継続）社会福祉協議会、又は、地域包括支援センターへの連絡（未・済）			

対象者		連絡者	
日 時	年 月 日 AM・PM	経 路	☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他
内容（新規・継続）社会福祉協議会、又は、地域包括支援センターへの連絡（未・済）			

小地域ネットワーク活動「ふれあいネット!!!」

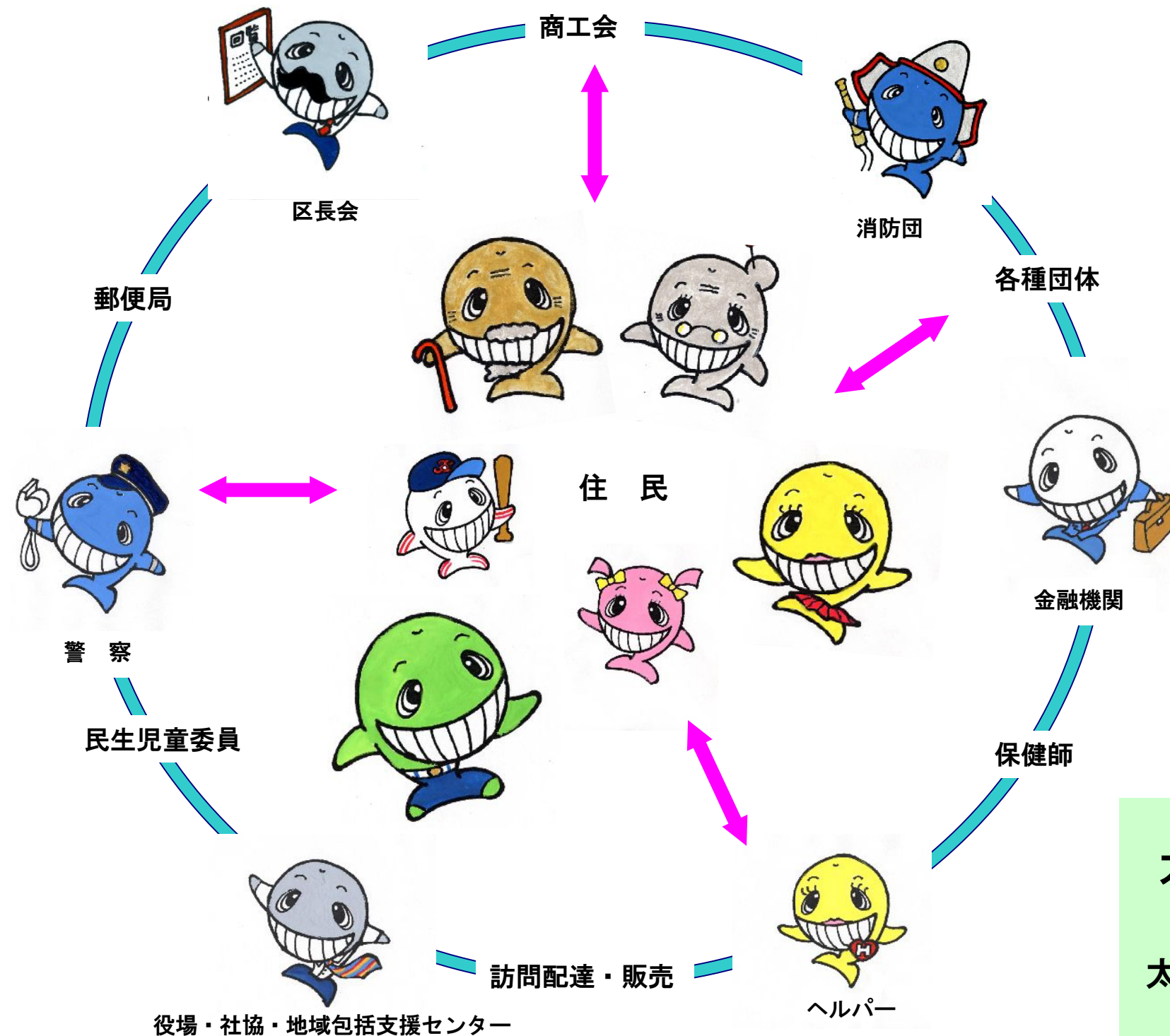
【目的】

地域で働く人たちや民生児童委員、ホームヘルパー、役場、社会福祉協議会等が連携して、住民の皆さんが互いに助け合い協力しあうことにより「安心して暮らせる町づくり。」をめざします。

【内容】

それぞれの生活や職場、団体活動をつうじて在宅に訪問した際、安否確認や対話をおこなうなかで、困っていることや、緊急なことがあったとき社会福祉協議会や地域包括支援センターに連絡します。

内容に応じて緊急に対応し、話し合いをもち、専門分野に結びつけたりします。



【たとえばこんな時】

- ・ いつも家にあんののに、呼んでも返事がないよ？
- ・ ポストに新聞入ったままやよ？
- ・ 回覧持っていたけど、様子がおかしいよ？
- ・ このごろ調子が悪てや、子供ら遠いし、あてにできやんし、つらいよ！
- ・ あいや、どうしゃいな、どこへ聞いたらええんやろ？

どのようなことでもかまいませんので、お気軽にお話ください。
(秘密厳守)

＜お問い合わせ連絡先＞
太地町社会福祉協議会
電話 59 - 3380 番
太地町地域包括支援センター
電話 59 - 2335 番